

札幌市横断歩道橋の撤去に関する考え方

【第 2 回 撤去候補の見直し】

これまでの経緯

札幌市では、平成 25 年度に横断歩道橋の撤去に関する考え方を整理し、撤去候補に該当する横断歩道橋を選定して、地域に対して撤去の提案ができることとしました。

この考え方に基づき、条件に該当する 14 橋の横断歩道橋を撤去候補として位置付け、地域からの要望があった 1 橋を含め 8 橋が撤去されました。

その後、平成 29 年度に 1 回目の見直しを行い、条件に該当する 4 橋の横断歩道橋を撤去候補として位置付け、そのうち 1 橋が撤去され、令和 6 年 6 月現在、撤去の提案に関する考え方に基づき撤去した横断歩道橋は 9 橋となりました。

平成 24 年度 札幌市横断歩道橋のあり方検討委員会による提言を受理

平成 25 年度 札幌市横断歩道橋の撤去に関する考え方を整理

平成 29 年度 1 回目の撤去候補見直し

令和 6 年度 2 回目の撤去候補見直し

○撤去に関する考え方に基づき撤去した横断歩道橋

No.	名称	所在地	撤去年
1	中央図書館前横断歩道橋(※)	中央区南 22 条西 13 丁目	H26
2	菊水西町歩道橋	白石区菊水 2 条 1 丁目	H27
3	藻岩下歩道橋	南区南 35 条西 10 丁目	H27
4	琴似小学校前歩道橋	西区琴似 2 条 7 丁目	H28
5	宮の沢歩道橋	西区宮の沢 1 条 2 丁目	H28
6	北 3 条東 4 丁目歩道橋	中央区北 3 条東 4 丁目	H29
7	新陽横断歩道橋	北区北 24 条西 13 丁目	H29
8	豊水横断歩道橋	中央区南 7 条西 1 丁目	R1
9	中島公園東通横断歩道橋	中央区南 10 条西 3 丁目	R2

※)平成 25 年 2 月に地域から撤去要望が提出

撤去候補の検討、見直し

横断歩道橋の利用状況や設置状況、周辺環境等について、下記の条件により、横断歩道橋としての役目を終えたと判断した場合、撤去候補と位置付けます。また、横断歩道橋の利用実態調査は5年毎に実施し、その都度撤去候補を検討、見直しを行うこととしています。

この考え方にに基づき、令和4年10月に実施した横断歩道橋の利用実態調査結果を基に関係機関、地域に対し実施する事前説明及び意見交換の際に出た意見等を踏まえ、撤去候補の選定を行います。

○撤去候補の条件

1. 横断歩道橋の利用者が少ない。

- ・ 児童の利用が少なくなった。
- ・ 階段の上り下りが困難なため、高齢者の利用が少なくなった。
- ・ 歩道橋周辺に信号機及び横断歩道が整備された。
- ・ 歩道橋周辺の乱横断が多い。

条件：日中12時間（7：00～19：00）における利用者が概ね100人未満、または、児童の利用が概ね20人未満

2. 歩行者への安全性の問題が生じている。

- ・ 歩道橋の支柱や階段が交差点部に位置していることから、歩行者やドライバーからの視認性が悪く、乱横断や飛び出しなどによる事故を招くおそれがある。
- ・ 歩道橋の近傍に横断歩道などがあり、歩道橋が撤去されても安全に道路を横断することができる。

3. 歩道空間が狭隘化している。

- ・ 歩道橋の支柱や階段により歩道の有効幅員が狭くなり、通行に支障をきたしている。
- ・ 高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリーな道路空間が、整備されていない。

4. 横断歩道橋に代わる施設がある。

- ・ 歩道橋の近傍に横断歩道などがあり、歩道橋が撤去されても安全に道路を横断することができる。

○撤去候補の横断歩道橋

撤去候補の見直しを行った結果、以下の2橋の横断歩道橋を撤去候補に位置付けました。

・東山横断歩道橋（豊平区平岸3条9丁目）

（利用状況）

調査年月	大人	児童	計	（乱横断）
H28.9	103	19	122	（15）
R4.10	157	14	171	（3）

- ・児童の利用が少なく、近隣小学校の通学路に指定されていない。

（設置状況）

- ・歩道橋の支柱が交差点部にあり、取付道路からの視認性が悪い。
- ・歩道橋の支柱により歩道の有効幅員が狭くなっている。

（周辺環境）

- ・直近の交差点に横断歩道が設置されており、歩道橋を撤去しても代替の横断施設として道路を横断できる。

・山元横断歩道橋（中央区南18条西17丁目）

（利用状況）

調査年月	大人	児童	計	（乱横断）
H28.9	46	10	56	（1）
R4.10	72	14	86	（15）

- ・児童の利用が少なく、大人の利用者数でも条件の数値を下回っている。

（設置状況）

- ・歩道橋の階段や支柱により歩道の有効幅員が狭くなっている。
- ・南側の階段は取付道路の歩道部に設置され、歩道全幅を塞いでいるため歩行者が車道を通行する形状となり、歩行者の安全性が損なわれている。

（周辺環境）

- ・主要な歩行者動線として、歩道橋箇所での道路横断の必要性は低く、歩道橋を撤去しても近傍する横断歩道を利用し道路を横断できる。

○撤去候補から除外する横断歩道橋

撤去候補の見直しを行った結果、以下の1橋を撤去候補から除外しました。

・真駒内南町横断歩道橋（南区真駒内17番462）

（利用状況）

調査年月	大人	児童	計	（乱横断）
H28.9	81	0	81	（2）
R4.10	199	0	199	（0）

・全体の利用者数が大きく増加している。

（周辺環境）

・撤去した場合、周囲に代替えとなる横断歩道がない。

横断歩道橋の検討フロー

○地域との意見交換

協議会を開催する前に横断歩道橋撤去に関する地域の考えや意識を確認するため、撤去候補の横断歩道橋に係る連合町内会、単位町内会及び小中学校関係者、PTA・スクールゾーン実行委員会等と意見交換を行います。

事務局は建設局総務部道路管理課、建設局土木部道路維持課が担い、区市民部総務企画課（地域安全担当）及び区土木部維持管理課、まちづくりセンターと連携しながら進め、横断歩道橋の利用状況や周辺環境、撤去候補と位置付けた理由等を説明したうえで、それぞれの考え方や意見の整理を行い、撤去の提案が認められた場合、協議会を設置します。

○協議会

協議会は、意見交換において横断歩道橋撤去の提案が認められた場合に設置し、事務局は建設局総務部道路管理課、建設局土木部道路維持課が担い、「横断歩道橋の検討フロー」に基づき行います。

○横断歩道橋の検討フロー

横断歩道橋の検討フローは、次頁のとおり

横断歩道橋の検討フロー

